

セルフメディケーション税制に関して

平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日まで

市販のお薬を購入した金額が年間 12000 円を超えると税金控除の対象となることを ご存知ですか？

「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」と呼ばれています。

医療用の薬から転用された市販薬（要指導薬品、第一類医薬品、一般用医薬品）を適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として期間限定で制定された制度です。

定期的に健診を受けたり、予防接種を受けたりしている証明書の添付が必要となり少し制限はかかりますが、大いに活用していただきたいと思います。

市販の薬でガスターD10 やロキソニンS錠、アレグラFX等、店頭で薬剤師の指導の下で購入し服用されている方は、どうぞご利用されて下さい。

年間 10 万円を超える部分の医療費控除対象とは同時に利用することは出来ません。

一方が治療を目的としたもので、他方が予防衛生的な病気にかからない、あるいは軽度な自己治療を支援し推進する目的のものです。これらは目的・趣旨を異にしています。従って同時併用は現状では不可能となっています。

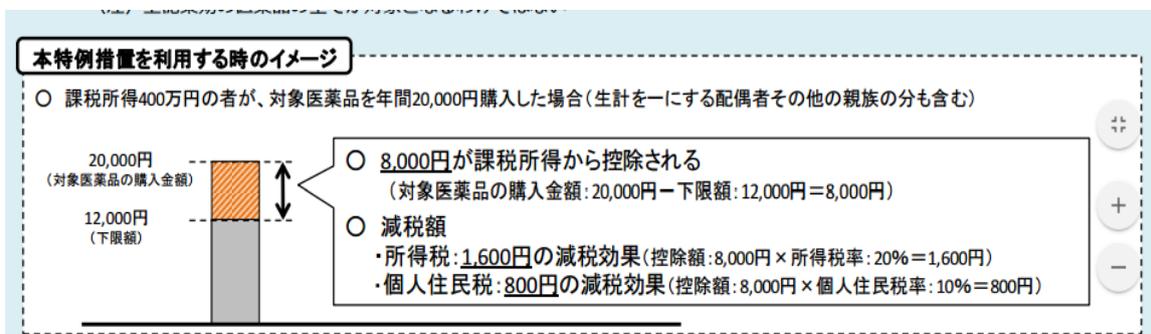
以下厚生労働省の資料より少し固い表現ですが原文を掲載いたします。

「一定の取組（※1）を行う個人が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が 8 万 8 千円を超える場合には、8 万 8 千円について、その年分の総所得金額等から控除する。

（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない（本文より）。実際の減税内容を厚生省Hp（ホームページ）より見てみましょう。



12,000 円が下限ですので、ここでは 20,000 円との差額の 8,000 円が課税所得から差し引かれることとなります。8,000 円がそのまま減税されるわけではありません。課税率がここでは所得税 20%、住民税 10%で計算されています。所得税だけでなく所得に応じた住民税も軽減の恩恵を受けることが可能となります。合計 2,400 円が軽減されます。

限度額いっぱいの 10 万円であれば最大 8,8000 円 が控除対象となります。
 金額で言うと所得税 17,600 円（課税率 20%）と住民税 8,800 円(課税率 10%)
合計 26,400 円となります。各種健康保険代や介護保険代の年間の金額からす
 ると多くを期待できませんが、少しでも節税のお役に立てるのではないでしょ
 うか？

セルフメディケーションという言葉をご存知ですか？

この用語は WHO により提唱されました。自分の健康は自分で守ろう！病気になら
 ないように日頃から予防に心がけて栄養、運動、睡眠に気を付けましょう！
 ちょっとした軽い症状の時には、養生をしながら市販薬等を活用して自然治癒
 を大いに活用しましょう。どうしても症状が改善しない場合や悪化しそうな時
 には、医療機関を利用しましょう！そういう一連の流れをセルフメディケーシ
 ョンと言います。

特に米国では医療保険制度が充実していないので自らがサプリメント等で栄
 養を補い健康に気を付けている日常の生活環境は、医療保険制度がほぼ完備し
 ている日本とは異なり、このセルフメディケーションという概念が広く国民に
 浸透し定着しています。日本ではサプリメントは医薬品の範疇から外れていま
 すが、米国ではサプリメントは治療の一環として医薬品にほぼ近いものとし
 て位置づけられています。平成 21 年に改正薬事法が施行され医薬品を危険度（副

医療用医薬品 (処方薬)	要指導医薬品	一般用医薬品		
		第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
対面販売	対面販売	ネット販売可	ネット販売可	ネット販売可

作用等の出現率や副作用の程度等）に応じて第一類から第三類まで分類されま
 した。また十分な指導の下でしか購入出来ない要指導医薬品が後から導入され
 ました。これはインターネットでは購入できない唯一の市販の薬となります。

薬事法の改正は国民全体にセルフメディケーションを広め、医療費の抑制を
 目的としたものです。軽度医療で対応可能なものを医療保険を利用することな
 く店舗販売業や薬局を利用しましょう！要指導医薬品や第一類薬品に関しては
 薬局、薬剤師に相談しましょう！そう言う意図がこの改正薬事法には伺えます。

皆さんご存知でしょうか？中学校での体育授業の中に薬教育が既に盛り込ま
 れていることを？学習指導要領が既に改正されました。

中学校での薬教育、高校での薬教育が始まっています。文部科学省において
 薬教育が進んで、セルフメディケーションの位置づけを定着させ、同時に先ほ
 どの厚生労働省における改正薬事法も広くセルフメディケーションを推進する
 ものです。両者の方向性は同じ方向を向いていることが分かると思います。

日本ではなかなか根付かないセルフメディケーション、将来の医療財源また
 国民の健康への意識を鑑みるとこのセルフメディケーションの定着が今後の医
 療、保健衛生の大きな流れを方向づけるとかと思えます。

ちょっとした軽い手当てには身近な薬局を利用しましょう。状況に応じて必
 要あれば医療機関への受診を促してくれます。その見極めを身近な薬局に相談
 されてみてはいかがでしょうか？